

令和5年度泉大津市特定健診受診勧奨業務委託事業者募集要領

1. 目的

この要領は、特定健診の受診率向上にむけ、対象者の特性に合わせた効果的な内容の特定健診受診勧奨通知を送付するため、事業者からの提案を受け、審査することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務名及び業務概要

(1) 業務名

令和5年度泉大津市特定健診受診勧奨業務

(2) 業務内容

別紙「令和5年度泉大津市特定健診受診勧奨業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

仕様書のとおり。

(4) 業務費限度金額

2,860千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

3. 参加資格

参加資格を有する者は、次の項目全てを満たすものとする。

(1) 過去3年間（令和2年度～4年度）に、国または地方自治体から、対象者の特性に合わせた特定健診受診勧奨業務（以下、「同種業務」という。）を完了した実績が2件以上あること。

(2) 応募時点で次のいずれにも該当しない団体等であること。

ア 次の各号に該当する者が代表者及び役員となっている団体等

(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 法律行為を行う能力を有しない者

(ウ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(エ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(オ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(カ) 暴力団等の構成員

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体等

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「泉大津市暴力団排除条例施行規則」（平成24年規則第4号）第3条各号に該当する団体等

エ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は市税を、滞納又は未申告である団体等

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体等

カ 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止を受けている団体等

(3) 令和5年、6年度泉大津市入札参加資格があること。

(4) 保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者であるか、データを取り扱う事業所、部署または施設が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していること。

※上記応募条件を満たさない応募者の提案は審査の対象としない。また、選定後に上記条件を満たさないことが判明した場合、選定を取り消すものとする。

また、選定の取り消しがあった場合には、選定委員会の審査により落選となった提案事業者の中から、繰り上げ補充により選定する場合がある。

4. スケジュール

実施内容	実施期日
募集要領の公表日	令和5年6月12日（月）
質疑書の受付期限	令和5年6月23日（金）午後5時15分まで
質疑回答日	令和5年6月27日（火）
参加表明書提出期限	令和5年6月30日（金）午後5時15分まで
第1次審査日（書面審査）	令和5年7月3日（月）
第1次審査日結果通知日	令和5年7月4日（火）
企画提案届出書提出期間	令和5年7月4日（火）～ 令和5年7月14日（金）午後5時15分まで
辞退届提出期限	令和5年7月14日（金）午後5時15分まで
第2次審査日（プレゼンテーション）	令和5年7月31日（月） 予定
第2次審査結果の通知・審査結果公表	令和5年8月3日（木） 予定
契約締結日	令和5年8月10日（木） 予定

5. 質疑の提出及び回答

(1) 提出書類 質疑書（様式1号）

(2) 提出方法 「14. 事務局」へ電子メールで送信してください。

なお、電子メールの件名は、【質疑書：会社名】と記載の上、送信してください。

(3) 回答方法 泉大津市ホームページにて公表します。

※ 電話や窓口など口頭での質問は受け付けません。

6. 参加申し込み（参加表明書提出）

「3. 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出してください。なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けませんので、ご留意願います。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2号）

イ 誓約書（様式3号）

ウ 会社概要書（様式4号）

エ 業務実績書（様式5号）

本業務の同種業務に関する実績を記入してください。

ただし、元請けとして契約した業務に限ります。

また、業務実績書に記載の契約案件の契約書の写しを添付してください。

オ 業務責任者・技術担当者業務実績書（様式6号）

本業務の同種業務及び「委託者が自治体でない」または「がん検診等特定健診以外の」受診勧奨業務（以下、「類似業務」という。）に関する実績を記入してください。ただし、元請けとして契約した業務に限ります。

カ 保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者であるか、データを取り扱う事業所、部署または施設が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していることが分かる書類（登録証の写し等）。

(2) 提出部数 各正本1部

(3) 提出方法及び提出先 持参又は郵送で「14. 事務局」へ提出

(4) 提出期間

令和5年6月12日（月）から令和5年6月30日（金）午後5時15分まで
郵送の場合、令和5年6月30日（金）午後5時15分必着

(5) 提出書類作成の留意事項

ア 提出された参加表明に関する書類の修正又は変更は認めません。

イ 提出された参加表明に関する書類は返却しません。

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和5年7月4日（火）までに、参加表明書に記載された担当者のE-mailアドレスに電子メールで通知します。

7. 企画提案

(1) 提出書類

ア 企画提案届出書（様式7号）

イ 企画提案書（任意様式）

仕様書の業務内容を踏まえて企画提案書を作成してください。

提出する書類の規格は、A4版・横書き・文字サイズは10.5ポイント以上・両面印刷で10ページ以内を原則とします。

1社1案とし、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確にしてください。

提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないよう注意してください。

ウ 業務実施体制調書（様式8号）

エ 工程表（任意様式）

業務スケジュールを自由様式にて記入してください。

オ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

様式は自由としますが、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格ならびに税込価格を記載してください。また、積算根拠を具体的に示す内訳書を作成してください。なお、「2業務名及び業務概要」の（4）業務費限度金額を超える金額の場合は失格とします。

※ア・オは1部。イ～エを1部は正本として整理し、9部を副本として提出してください。副本には、会社名、ロゴマーク等、作成者が特定される表示は一切しないでください。

（2）提出方法及び提出先 持参又は郵送で「14. 事務局」へ提出

（3）提出期間

令和5年7月4日（火）～令和5年7月14日（金）午後5時15分まで
郵送の場合、令和5年7月14日（金）午後5時15分必着

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

（4）提出書類の留意事項

ア 本募集につき、選定委員会において選定された際には、企画提案書にて記載した事項について履行責務が発生します。従って、このことを認識したうえで企画提案書を作成してください。

イ 提案内容が次の（ア）～（ウ）のいずれにも該当しないこと。

（ア）特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするもの。

（イ）人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの。

（ウ）その他提案事業としてふさわしくないもの。

ウ 提出された企画提案に関する書類は修正又は変更は認めません。

エ 提出された企画提案に関する書類は返却しません。

8. 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式9号）を期限までに「14. 事務

局」に提出してください。

9. 委託候補者の選定等

(1) 選定方法

委託候補者の選定は、令和5年度泉大津市特定健診受診勧奨業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査において、次のように決定します。なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、選定委員会の議決により、委託候補者を決定します。

ア 企業の実績等について「9. 委託候補者の選定等」の（4）アに示す審査基準に基づいて書面審査による第1次審査を行い、合計点数の総計上位3者をプレゼンテーションによる第2次審査の対象者として選定します。なお、同点により上位3者が3事業者を超える場合は、すべての事業者を第2次審査の対象として選定します。

イ 第2次審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーションを行い「9. 委託候補者の選定等」の（4）イで示す審査基準に基づいて評価し、第1次審査の結果と合わせて、6割の点数（以下「基準点」という）以上を得点し、最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を契約の委託候補者とします。

ウ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、選定委員会の議決により、委託候補者を決定します。

エ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受けません。

(2) 第2次審査対象の選定結果及びプレゼンテーション等の時間、場所等通知

ア 第2次審査対象に選定された者には、第2次審査対象選定の旨を記した「第1次審査結果通知書」とともに、プレゼンテーション等について記載した「プレゼンテーション等開催通知書」を、参加表明書に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールで通知します。

イ 第1次審査において、第2次審査対象に選定されなかった者について、第2次審査対象に非選定の旨を記した「第1次審査結果通知書」を、参加表明書に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールで通知します。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）

ア 実施日 令和5年7月31日（月）※詳細は後日通知

イ 実施場所 泉大津市役所 泉大津市東雲町9番12号

ウ 実施要領

実施について次のとおりとします。なお、参加有資格者が1者の場合であっても審査を実施します。

（ア）概ねプレゼンテーション所要時間は、20分とし質疑応答10分とします。用いる資料は企画提案書に添付した資料のみとします。企画提案追加資料提出は認めません。

- (イ) プレゼンテーションへの参加は3名までとします。
- (ウ) プレゼンテーションは、「7. 企画提案」の(1)イ～エに沿ってわかりやすく簡潔に説明願います。パソコン、プロジェクター等の機器を利用した説明は認めません。
- (エ) プレゼンテーション会場の入室者は、事業者名を表示した名札等(会社バッチを含む)の着用を禁止とし、会社名が特定できないような衣服、身の回りに気を使ってください。
- (オ) プレゼンテーション審査は非公開とします。

(4) 審査基準

ア 第1次審査(書面審査)

審査項目		審査基準	配点
1	企業の実績	・過去3年間に同種業務を完了した件数	20
		10件以上の場合	20
		7～9件の場合	15
		5～6件の場合	10
		3～4件の場合	5
		2件の場合	0
2	担当者の業務実績	・業務責任者の過去3年間の業務実績	10
		同種業務実績がある場合	10
		類似業務実績がある場合	6
		上記に該当しない場合	0
		・技術担当者の過去3年間の業務実績	10
		同種業務実績がある場合	10
		類似業務実績がある場合	6
		上記に該当しない場合	0
合 計			40

イ 第2次審査(プレゼンテーション審査)

審査項目		審査基準	配点
1	対象者の選定及びセグメント分け	<ul style="list-style-type: none"> ・提供するデータから属性・受診歴・結果等現状の分析結果に基づくセグメント分けが提案されているか。 ・セグメント分けは受診率向上が期待できる根拠が示されているか。 	30
2	対象に応じた通知の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・見やすくて分かりやすいデザインであり、受診方法を具体的に記載する内容になっているか。 ・対象の特性に合わせた、受診行動を促す工夫をし 	30

		ているか。	
3	勸奨結果の効果検証	・効果検証について、セグメント別の結果及び効果検証がされているか。また、課題や改善策が示されているか。	15
4	業務工程	・業務の時期が明確であり、実現可能なものになっているか。	10
5	業務コストの妥当性（参考見積）	配点×（全企画提案者中最低見積金額）／（当該企画提案者見積金額） ※企画提案者が1者の場合は9点とする。	15 事務局で採点
合 計			100

（5）審査結果の通知及び公表

審査の結果は第2次審査対象者全員に通知します。

審査を経て、委託候補者として選定した者についての名称と評価結果を泉大津市ホームページで公表します。

通知日 令和5年8月3日（木）【予定】

公表日 令和5年8月3日（木）【予定】

通知方法 参加表明書に記載された担当者 E-mail アドレスに、電子メールにて通知します。

※ 審査結果についての異議は認めません。

※ 電話や窓口などによる問い合わせは認めません。

10. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- （1）「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- （2）提出書類等に虚偽の記載があり、選定委員会が失格と認めた場合。
- （3）審査の公平性を害する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合。
- （4）企画提案に当たり著しく信義に反する行為が確認できた場合。
- （5）企画提案者が、事業を実施することが困難と認められる状態が確認できた場合。

11. 本事業の執行中止等

契約締結前にやむを得ない理由等により、本事業の執行が出来ないと認めるときは、中止または取り消す場合があります。その場合において当該企画提案者は、企画提案等に要した経費を泉大津市に請求できません。

12. その他留意事項

（1）募集要領の承諾

企画提案者は、参加表明書（様式2号）及び誓約書（様式3号）の提出をもつ

て本募集要領の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

(2) 企画提案費用の負担

企画提案に要する費用は、企画提案事業者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用します。

(4) 書類の再提出

提出期限以降における参加表明書、企画提案書の差替え及び再提出は、認めません。

(5) 辞退

企画提案書を提出期限までに提出しない場合又は企画提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案参加を辞退したものとみなします。

(6) 企画提案書等の取扱い

企画提案書その他企画提案事業者から提出された書類は返却しません。また、提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとします。(但し、情報公開条例に基づく公開請求があった場合を除く。)

(7) 著作権

企画提案書の著作権は企画提案事業者に帰属するものとします。但し、泉大津市は、審査結果の公表等、必要な範囲で企画提案書等を使用することができるものとします。

(8) 秘密保持

本業務により知り得た事項は他に漏らさないものとします。また、事業実施にあたり、取得した情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係する法令及び条例・規則を厳守すること。

13. 契約について

(1) 契約方法

ア 選定委員会で選定された最も高い評価を得た企画提案者（最優秀提案事業者）が、令和5年度泉大津市特定健診受診勧奨業務の委託候補者となります。

イ 委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、基準点以上を得点した、次の順位の者と交渉します。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と泉大津市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなします。

(3) 契約保証金

契約保証金については、泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第

114条の規則により契約金額の100分の10に相当する額以上の保証金を納付してください。ただし、同規則第116条に該当する場合は、全部又は一部を免除します。

14. 事務局（お問い合わせ先・書類提出先）

担 当	泉大津市 健康こども部 健康づくり課（保健センター）
住 所	〒595-0013 大阪府泉大津市宮町2-25
電話番号	0725-33-8181
E-mail	hoken5@city.izumiotsu.osaka.jp
開庁時間	平日午前8時45分から午後5時15分